

お知らせ

記者発表資料

令和6年 4月19日

■同時発表先：島根県政記者会・出雲市政記者クラブ

斐伊川・尾原ダム・志津見ダムの河川内樹木伐採を公募します

～斐伊川・尾原ダム・志津見ダムの樹木を伐採・利用してみませんか～

伐採した樹木は無償でお持ち帰りいただけます

河川内の樹木においては、洪水時に水の流れを妨げたり、河川巡視時に視界を遮り監視の妨げになっている箇所があり、計画的に斐伊川・尾原ダム・志津見ダムの河川内樹木の伐採を行っているところです。

この度、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的として、実施するものです。
伐採した樹木については、薪、園芸や竹細工など、自由な用途で使っていただけます。



斐伊川



尾原ダム



志津見ダム

- 公募場所 : 別添位置図のとおり
- 公募期間 : 随時～令和6年 6月20日までの内希望する期間
- 提出期限 : 令和6年 5月31日まで（土日祝日を除く）
受付時間 9:00～17:00
- 資格要件 : 団体又は個人（別添公募説明書を参照）
- 申請方法

説明書に添付の応募様式を提出期限までに、郵送もしくはFAXで提出ください。
なお、提出にあたってはあらかじめ現地状況を確認してください。

○提出先

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町5丁目1番地

国土交通省 出雲河川事務所 管理第一課

TEL : 0853-20-1765 FAX : 0853-22-6117 Email : izumo@cgr.mlit.go.jp

※ダムにおいては、提出先が異なるため説明書をご確認ください。

出雲河川事務所 Web サイト <https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen>

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

担 当 副所長

やまがた こういち
山形 浩一

TEL : 0853-21-1850(代表)

管理第一課長

みづなが いさお
水永 勲

TEL : 0853-20-1765(直通)

樹木採取者公募の公示

令和6年4月19日

中国地方整備局 出雲河川事務所長 児子 真也

次のとおり、「出雲河川事務所 公募型樹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：出雲河川事務所管内における河川区域内樹木伐採
2. 公募内容：河川内支障樹木の伐採及び搬出（採取区域等は公募説明書のとおり）
3. 採取時期
令和6年4月25日（木）から令和6年6月20日（木）まで
4. 採取場所
A：斐伊川本川（島根県出雲市（西代橋付近））
B：尾原ダム（雲南市木次町平田211-5）
C：志津見ダム（飯石群飯南町角井1891-20）

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、又はFAXにより提出すること。

②提出期限

令和6年5月31日（金）

③提出先・問い合わせ先

A：〒693-0023 出雲市塩冶有原町5丁目1番地

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第一課

電話：０８５３－２０－１７６５（直通）

B：〒699－1342 雲南市木次町平田211－5

国土交通省 中国地方整備局 尾原ダム管理支所

電話：０８５４－４８－０７８０

C：〒690－3314 飯石郡飯南町角井1891－20

国土交通省 中国地方整備局 志津見ダム管理支所

電話：０８５４－７３－０２２２

7. 許可手続き

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加に必要な条件等を有していると判断した者を採取者として選定する。

選定は先着順とするので、応募者が多数の場合は選定されない場合がある。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

②関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥その他の詳細は公募説明書のとおりである。

**出雲河川事務所管内における河川区域内樹木伐採
公募説明書**

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、又はFAXにより提出すること。

②提出期限

令和6年5月31日（金）まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問い合わせ先

A：〒693－0023 出雲市塩冶有原町5丁目1番地

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第一課

電話：0853－20－1765（直通）

FAX：0853－22－6117

B：〒699－1342 雲南市木次町平田211－5

国土交通省 中国地方整備局 尾原ダム管理支所

電話：0854－48－0780

FAX：0854－48－0783

C：〒690－3314 飯石郡飯南町角井1891－20

国土交通省 中国地方整備局 志津見ダム管理支所

電話：0854－73－0222

FAX：0854－73－0036

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加に必要な条件等を有していると判断した者を採取者として選定する。

選定は先着順とするので、応募者が多数の場合は選定されない場合がある。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については、応募者へ郵送、FAX 等により通知を行う。

なお、通知は、令和6年6月10日（月）までを予定している。

許可受けた者は、原則通知を受けた日から2週間以内に具体的な作業計画を通知者へ報告すること。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面（公募伐採場所）のとおり

樹種 斐伊川本川：主にヤナギ等

尾原ダム：主に竹等

志津見ダム：主に竹、ネムノキ等

6. 採取時期

令和6年4月25日（木）から令和6年6月20日（木）まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

①伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。

②排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には当該区間の出張所長又は管理支所長の指示に従い、作業実施者において補修・復旧すること。

③伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。

④ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。

⑤伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては、廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。また、原則、伐採した樹木は全て持ち帰ること（枝葉含む）。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

①河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

②河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに担当する河川の出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添、許可申請書による)

※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 採取料の徴収

河川法第25条の許可を受けたものは、樹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収は、本件については徴収の対象とはならない。

12. 問い合わせ先

- A: 〒693-0023 出雲市塩冶有原町5丁目1番地
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第一課
電話:0853-20-1765(直通)
- B: 〒699-1342 雲南市木次町平田211-5
国土交通省 中国地方整備局 尾原ダム管理支所
電話:0854-48-0780
- C: 〒690-3314 飯石郡飯南町角井1891-20
国土交通省 中国地方整備局 志津見ダム管理支所
電話:0854-73-0222

13. スケジュール

【斐伊川本川 A、尾原ダム B、志津見ダム C】

- ・応募締切 令和6年5月31日(金)
- ・選定結果の通知 令和6年6月10日(月)
- ・河川法の申請 選定結果通知後、随時提出のこと
- ・許可書の発行 河川法の申請書受付後、1週間程度
- ・伐採作業開始 令和6年4月25日(木)
- ・伐採作業完了 令和6年6月20日(木)

14. その他

- ①応募場所が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ②採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。
- ⑤今後の実施にあたっての参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答いただく

場合がある。

許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、管理者の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、管理者の確認を受けること。

第4条 許可を受けた者は、この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめその旨を管理者に書面により届け出ること。

- 2 許可を受けた者は、採取又は行為が完了したときには速やかに管理者に書面にて届け出てその検査を受けること。
- 3 許可を受けた者は、17時から翌日の9時までの間には作業を行わないこと。
- 4 許可を受けた者は、採取の跡地を河川管理上支障のないようその都度整地すること。
- 5 許可を受けた者は、採取した樹木を速やかに河川区域外へ搬出すること。
- 6 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。なお、この許可に伴う伐採行為又は行為に起因して河川管理用通路に損傷を与えた場合には、速やかに補修を行うこと。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに管理者に報告すること。

第6条 許可を受けた者は、この許可に係る伐採又は行為に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 管理者がこの許可に係る採取の状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。

- 2 管理者がこの許可に係る採取の状況について立入調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。

第9条 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときには、あらかじめ変更の許可の申請を行うこと。

第10条 この許可は、許可の期間が満了したときには、その効力を失う。

第11条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第12条 管理者が河川管理上必要と認めて行う指示に従うこと。

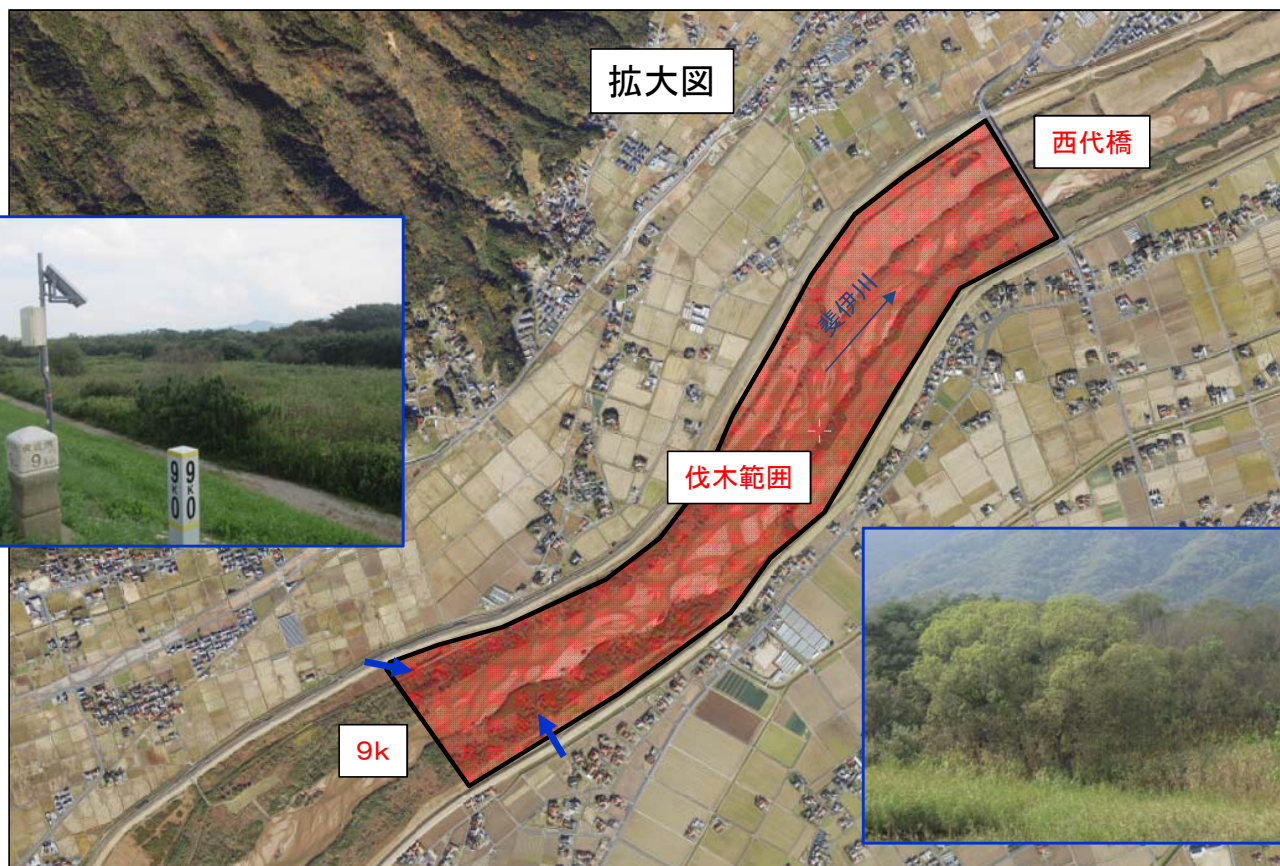
第13条 管理者は許可を受けた者に対して、河川管理上や現地状況等の判断から許可を取り消す場合がある。

公募伐採 位置図

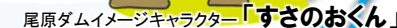
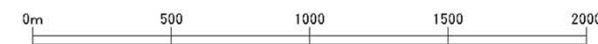


出典: 国土地理院(電子国土Web)より

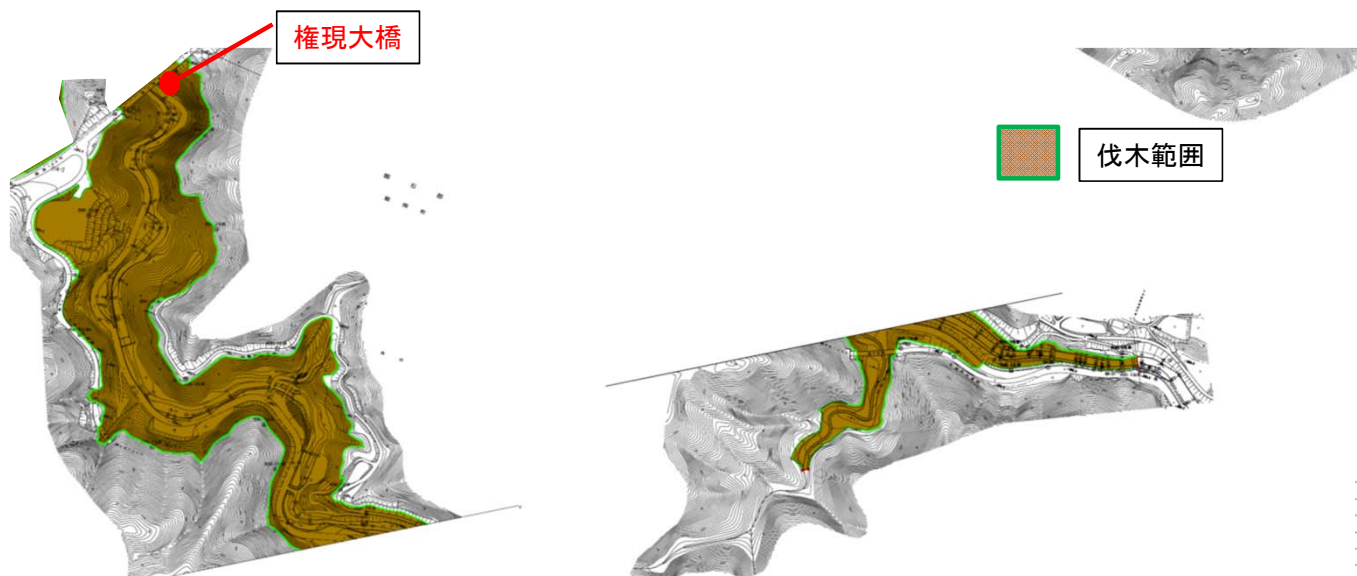
公募伐採箇所 斐伊川本川A



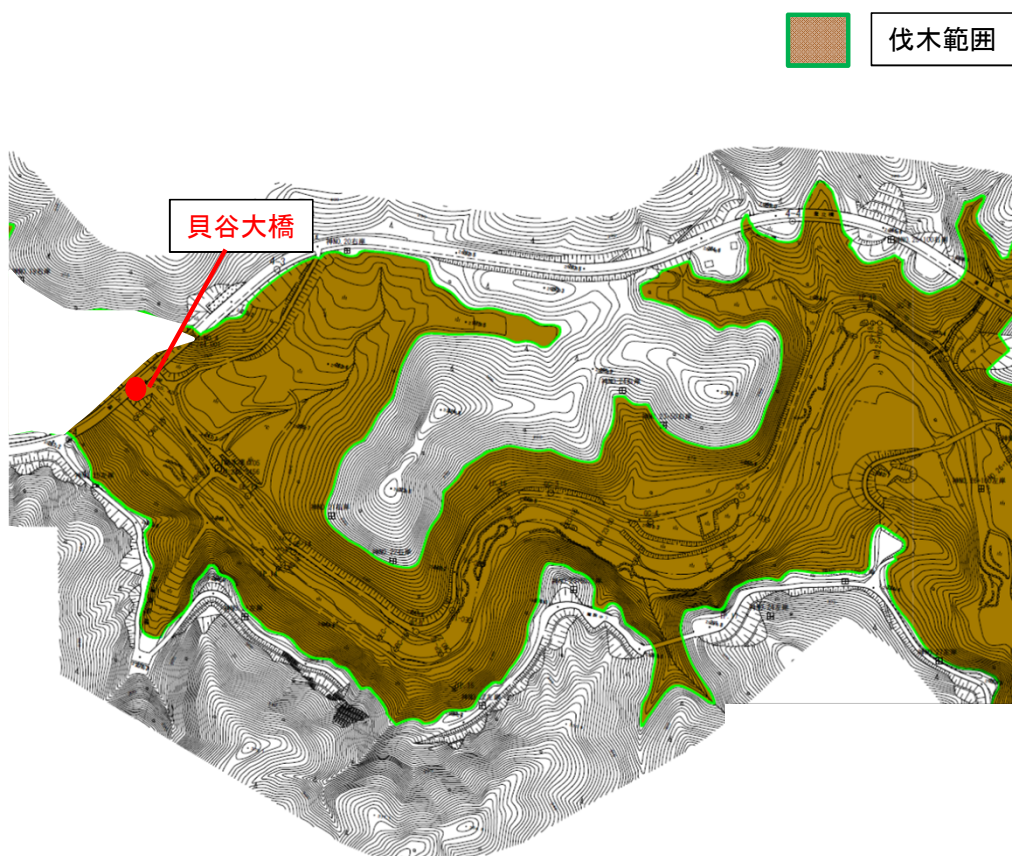
※採草地箇所を含むため、伐木箇所の詳細及び進入経路については調整が必要



公募伐採箇所C(1/4)

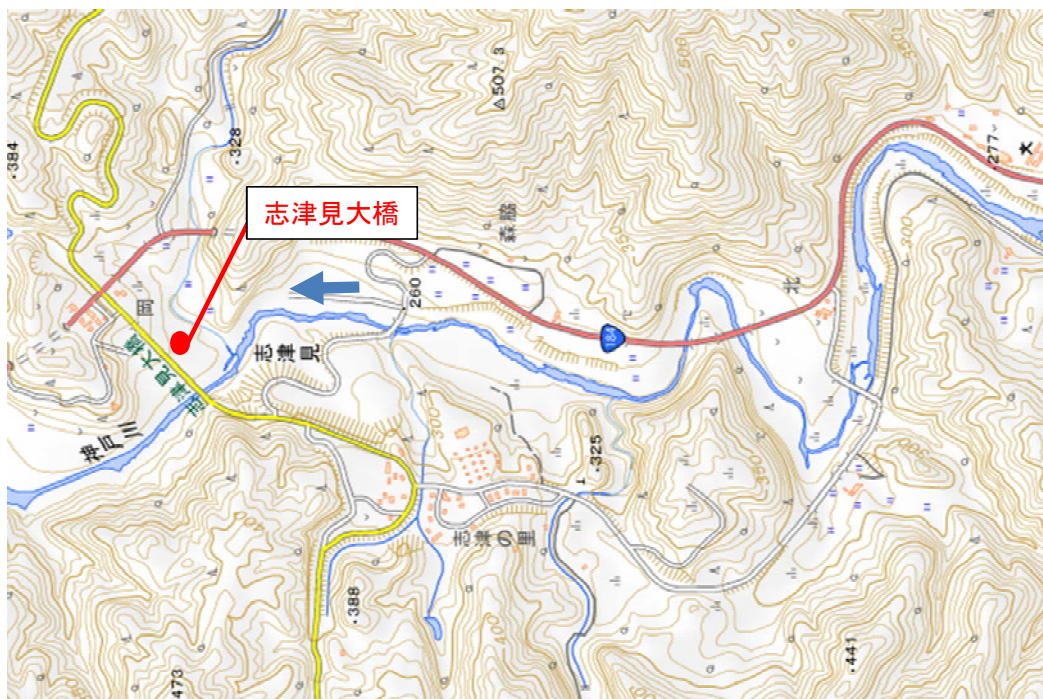


公募伐採箇所C(2/4)



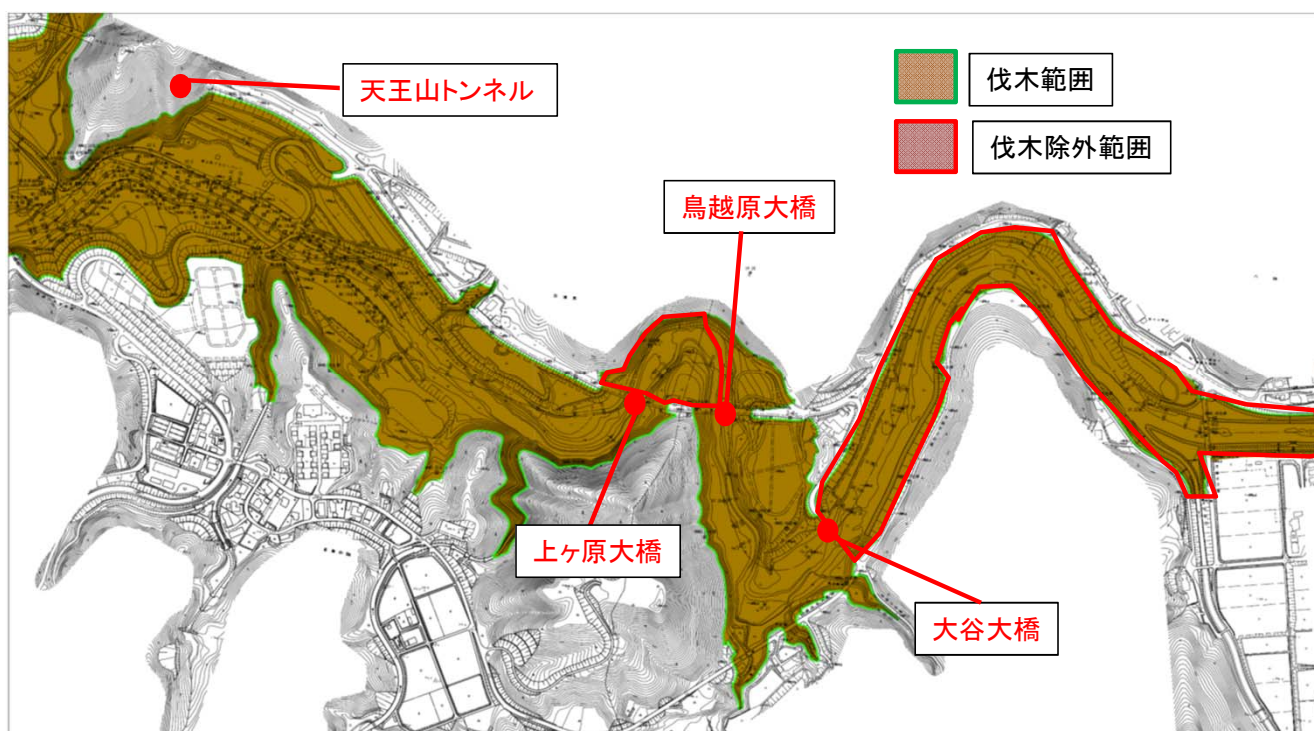
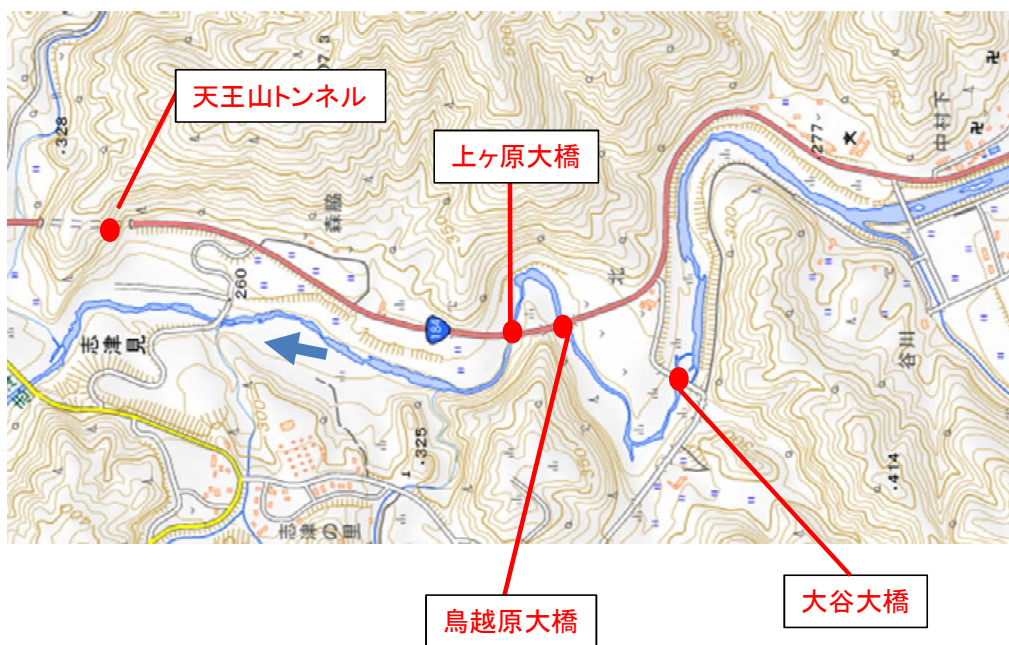
公募伐採箇所C(3/4)

位置図



公募伐採箇所C(4/4)

位置図



5. 参加に必要な条件の適合

- ☐ 適合
☐ 不適合

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近１年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(甲)

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名 印

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川 川水系 川

2. 採取の目的

「出雲河川事務所管内における河川区域内樹木伐採」に基づく伐採

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4. 河川の産出物の種類及び数量

河川樹木

5. 採取の方法

6. 採取の期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

記載例

(甲)

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

応募様式に記載された応募者を記載してください。

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

斐伊川水系 斐伊川と記載してください。

一級河川 ○○川水系 ○○川

2. 採取の目的

「出雲河川事務所管内における河川区域内樹木伐採」に基づく伐採
薪、キノコの原木に使用

伐採木の使途を記載してください。

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

選定通知された採取場所を記載して下さい。

島根県出雲市○○地先 ○○㎡

又は

島根県雲南市木次町平田地先 ○○㎡

又は

島根県飯石郡飯南町角井 ○○㎡

4. 河川の産出物の種類及び数量

河川樹木

5. 採取の方法

応募様式に記載された伐採方法を記載してください。

チェーンソーで伐採

6. 採取の期間

応募様式に記載された作業予定期間を記載してください。

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(様式1)

令和 年 月 日

出雲河川事務所 管理第一課長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日

2. 許可年月日

及 び 番 号

3. 河川の名称 斐伊川水系斐伊川

4. 採取の場所

5. 採取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

6. 緊急時の

連 絡 先

注) 工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

出雲河川事務所 管理第一課長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日
2. 許可年月日
及 び 番 号
3. 河川の名称 斐伊川水系斐伊川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。

記載例

(様式1)

令和 年 月 日

出雲河川事務所

〇〇〇〇長 殿

斐伊川本川の場合は「管理第一課長」、
尾原ダムの場合は「尾原ダム管理支所長」、
志津見ダムの場合は「志津見ダム管理支所長」
と記載してください。

河川法の許可申請書に記載された
申請者を記載してください。

申請者 印

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 令和 年 月 日

河川法の許可書の履行期間内で、実際に伐採
作業を開始する年月日を記載してください。

2. 許可年月日 令和 年 月 日 第 号
及 び 番 号

河川法の許可書を確認し記載してください。

3. 河川の名称 〇〇川水系 〇〇川

斐伊川水系 斐伊川 と記載してください。

4. 採取の場所 〇〇地先

選定通知の「採取場所」の地先名を
記載してください。

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

河川法の許可書の履行期間内で、実際に伐採作業を予定している期間を記載してください。

6. 緊 急 時

連 絡 先 TEL : — —

記載例

(様式2)

令和 年 月 日

出雲河川事務所

〇〇〇〇長 殿

斐伊川本川の場合は「管理第一課長」、
尾原ダムの場合は「尾原ダム管理支所長」、
志津見ダムの場合は「志津見ダム管理支所長」
と記載してください。

河川法の許可申請書に記載された
申請者を記載してください。

申請者
住 所
氏 名

印

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 令和 年 月 日

河川法の許可書の履行期間内で、実際に伐採
作業が完了した年月日を記載してください。

2. 許可年月日 令和 年 月 日 第 号
及 び 番 号

河川法の許可書を確認し記載してください。

3. 河川の名称 〇〇川水系 〇〇川

斐伊川水系 斐伊川 と記載してください。

4. 採取の場所 〇〇地先

選定通知の「採取場所」の地先名を
記載してください。

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

河川法の許可書の履行期間内で、実際に伐採作業を実施した期間を記載してください。

6. 確 認 希 望

連 絡 先 TEL : — —